

出席停止（公欠扱い）となる学生の症状等

2020.12.09更新

症状など	出席停止期間と条件	その他注意事項
新型コロナウイルス感染者	出席停止解除の基準を満たすまで。又は、療養を開始した日から14日間経過したことを確認するまで。（保健所の指示に従う）	感染が確認され次第学校に 電話 で報告する。
濃厚接触者に特定された人	最後に濃厚接触した翌日から14日間以後、症状がなくなるまで（保健所の指示に従う）	濃厚接触者に特定され次第学校に 電話 で報告する。
感染あるいは濃厚接触の疑いがある人	疑いがなくなるまで（保健所の指示に従う）	ただちに「受診・相談センター」に相談し、指示内容をチューター（または学校）に電話またはメールで報告する。
強いだるさ・息苦しさ・高熱等の強い症状のいずれかがあがる人	症状がなくなるまで（保健所の指示に従う）	
37.5度以上の熱がある人	発熱から4日間以後、症状がなくなるまで	4日以上熱が続く人は「受診・相談センター」に相談し、指示内容をチューター（または学校）に電話またはメールで報告する。 （解熱剤を飲み続けなければならない人も同様） なお、重症化のリスクが高い人は2日程度続く場合に「受診・相談センター」相談する。
風邪の諸症状がある人	症状がなくなるまで	
同居者に37.5度以上の熱がある人	同居者の発熱から4日間以後、症状がなくなるまで	
重症化のリスクが高い人	医師に相談して個別に判断する	重症化のリスクが高い人とは、医療的ケアを必要とする人で、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患のある人や、透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤を用いている人、妊婦の人など。 医師の指示内容をチューター（または学校）に電話またはメールで報告する。
入国（帰国）した日の過去14日以内に『入管法に基づく入国制限対象地域（※1）』に滞在歴のある人	入国（帰国）の次の日から起算して14日間（PCR検査結果が陰性の場合も上に同じ）	該当者は直ちに学校に 電話 で報告する。

「受診・相談センター」の連絡先（厚生労働省のサイト）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html

『入管法に基づく入国制限対象地域（※1）』の一覧表（厚生労働省のサイト）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19_qa_kanrenkigyou_00001.html#Q1-1

